

自主共済を守る緊急要請書運動 国会議員や金融庁へ要請

保団連自主共済規制問題対策本部

前号で会員各位に協力を要請した自主共済を守る緊急要請書運動に、たくさんの方の協力が寄せられている。この間全国保険医団体連合会は、保険業法により自主的な共済を規制する問題で、金融庁担当官と交渉を重ねてきた。また、衆参の財務(財政)金融委員に波状的に要請行動を行い、今国会で取り上げてもらうよう働きかけてきた。本号では、一月三十日の議員要請と中央行動での金融庁交渉の模様を紹介する。

続々寄せられている要請書は二・九中央行動で提出したほか、今後の金融庁交渉・議員要請に生かしていく(要請書を三面に再掲)。



国会内で打ち合わせる要請行動参加者(1月30日)

国会議員にも認識が広がる

保団連は一月三十日、自主共済規制問題について、林武理事、森明彦理事を先頭とし、二十二協会から五十名、衆参の財務(財政)金融委員六十五名をはじめ、六人が参加した。地元選出国会議員、金融庁担当官と交渉を重ねてきた。また、衆参の財務(財政)金融委員に波状的に要請行動を行い、今国会で取り上げてもらうよう働きかけてきた。本号では、一月三十日の議員要請と中央行動での金融庁交渉の模様を紹介する。

保団連は一月三十日、自主共済規制問題について、林武理事、森明彦理事を先頭とし、二十二協会から五十名、衆参の財務(財政)金融委員六十五名をはじめ、六人が参加した。地元選出国会議員、金融庁担当官と交渉を重ねてきた。また、衆参の財務(財政)金融委員に波状的に要請行動を行い、今国会で取り上げてもらうよう働きかけてきた。本号では、一月三十日の議員要請と中央行動での金融庁交渉の模様を紹介する。

強く要請 休保制度を適用除外とするよう

金融庁へ

福島みずほ議員(社民党)への要請では、同議員は「在日米商工会議所からのレポートが出ているのは読みました。結局、保険会社の市場にしようという話ですね」と問題の所在を把握した上で、保団連の自主共済を守る運動への協力を約束した。

石井啓一議員(衆院財務金融委員会理事・公明)への要請では、利益を求める保険とそうでない共済の違い、自主共済との関係で保

主張

本紙前号で報告した通り、いま、各団体が自主的に運営する共済に、対して、保険業法による規制がかけられようとしている。保険医休業保障共済制度(休保制度)が発足した一九七〇年当時、疾病休業を保障する保険はなく、政府に保障を求めたが実現せず、助け合いによる保障を考える以外に方法はなかった。そこで保団連は、当時の保険商品などを研究し自ら運営する共済制度をつくり上げた。

十万人会員の力を合わせて 休保制度を守ろう

三十五年たった今、約五十万人の会員が加入する制度となり、加入者への保障というだけでなく、代診医などで地域医療を保障する。そこで保団連は、当時の保険商品などを研究し自ら運営する共済制度をつくり上げた。

員の自治に委ねることで、規制の対象外とすべき」と指摘した。また、国会審議でも、各団体が会員の自主的に運営している共済に対し、伊藤国務大臣(当時)は「実態に配慮」し、共済の果たしてきた役割を

共済の問題にするというより、すべての共済を保険業法の基準に照らし判断していくと述べている。

保団連はこうした発言を厳しく批判するとともに、法の趣旨が金融庁によって変えられてい

つある。ライブドアによるニッポン放送のTOBを巡って違法性が指摘されていたが、当時の金融大臣は「問題はあく違法性と言えない」と主張したことから証券取引等監視委員会が機能しない

渡部篤議員(衆院・自民)に面談して要請し、「自主共済についてはもう少し勉強させてもらう。金融庁に聞いてみる」などの発言があった。

また、静岡県保険医協会が、今回の行動に先立つ一月二十八日に行った田村謙治議員(衆院・民主)との懇談では、同議員から「法案審議時には発言にも立つたが、自主共済が問題になる」との認識はなかった。自主共済は適用除外とするべきと思うので、金融庁と話をしてみたい」との発言があった。

「消費者保護」という当初の説明も棚上げ

評価していかねばならぬ。このような自主共済を保険会社と同列視して、金融庁が一律に規制することは許されない。

金融審議会では、「構成員が真に限定されるものについては、従来通り、その運営を専ら構成

「二割の悪人のために、八割の善人が罰せられるような改悪には断固反対です。」

「保険医休業保障」を適用除外とする。さもないと、休保制度は廃業につながります。

個人で診療をしていますが、病気になるまで休業してしまふので大変なことです。そのための休業保障制度で安心して働けています。

「休保制度を守れ」 会員・加入者からの声 続々寄せられる

毎日診療を行っています。休業保障制度がなくなると、病気になるまで休業してしまふので大変なことです。そのための休業保障制度で安心して働けています。

これは、在日米商工会議所や保険業界が主張してきた「保険と共済の販売競争のための諸条件を平等にせよ」との要求と完全に符合する内容である。今回の要請行動の中でも、こうした金融庁担当官の発言に厳しい批判が出された。



写真 金融庁担当官(左)に申し入れる住江憲男保団連会長(右)

「休保制度はこれからの適用除外を求めていきます。同時に、休保制度が果たしてきた役割を今後とも守っていくため、現行制度に近い制度内容が維持できるように、四月以降、二年間は傷病休業給付金などのお取り扱いが、最大限の努力を行い、会員の皆さまの要望にこたえるよう対応していきます。」

Q 休保制度はこれからの適用除外を求めていきます。同時に、休保制度が果たしてきた役割を今後とも守っていくため、現行制度に近い制度内容が維持できるように、四月以降、二年間は傷病休業給付金などのお取り扱いが、最大限の努力を行い、会員の皆さまの要望にこたえるよう対応していきます。

も把握しておらず、ふまえてもいないなど、こんなはずではない、保険会社をつくればいいなど軽々な発言は重大であると批判。保団連が指摘しているだけでも、多くの問題が放置された状態にある。きちんと今国会でやり直す必要があり、そのままにすべきでない、と指摘した。

また、「政省令案」の公表

この仕方や意見の求め方にも問題がある上、政省令案の公表が年末、正月を挟んだ極めて短い意見集約期間であったこと、意見をホームページ上でしか求めていないこと、そのために衆参の金融委員(秘書)の中には政省令案が出されたことも知らされていない方もいることなど、対応の仕方について指摘した。そして、多くの健全に共済を運営する団体が不安をかかえている

「休保制度はこれからの適用除外を求めていきます。同時に、休保制度が果たしてきた役割を今後とも守っていくため、現行制度に近い制度内容が維持できるように、四月以降、二年間は傷病休業給付金などのお取り扱いが、最大限の努力を行い、会員の皆さまの要望にこたえるよう対応していきます。」

これは、在日米商工会議所や保険業界が主張してきた「保険と共済の販売競争のための諸条件を平等にせよ」との要求と完全に符合する内容である。今回の要請行動の中でも、こうした金融庁担当官の発言に厳しい批判が出された。

至急のお願い

左の用紙を切り取るか、A4サイズでコピーし、必要事項にご記入の上、至急下記の所属協会の番号にファックスしてください。

医療機関名、住所、氏名は、ゴム印でも結構です。

金融庁長官

五味 廣文 殿

自主共済を保険業法の適用除外とすることを求める要請書

貴職におかれましては国務の重責を果たされておりますことに敬意を表します。

さて、第 162 回通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」の本来の趣旨は、「共済」の名を利用して無認可で不特定多数を相手に保険を販売する業者から、消費者を保護することにあります。このことは法改定に至る国会審議や金融審議会報告でも明らかです。しかし、金融庁から公表された「保険業法施行令・施行規則の改正案」は、こうした「ニセ共済」だけでなく自主的に健全に運営する共済をも規制し、保険会社などを新たにつくらなければ運営できないようにする内容となっています。

これでは私たちが加入する共済制度をはじめ、各団体が、構成員の自治により、構成員相互の助け合いとして実施してきた自主的な共済制度の運営が困難になります。

私たち全国の医師・歯科医師が加入する保険医休業保障共済制度は、傷病により休業や代診医の手配を余儀なくされたときの生活保障に寄与する目的でつくられた共済制度で、35 年間の実績を有し、全国で約 5 万人が加入し、地域医療を担う保険医にとって大きな支えであるとともに、厚生行政を側面から支える役割をもった制度となっています。

各団体が構成員のために実施する共済制度は「ニセ共済」と異なり、長年に亘り健全に運営してきた実績があります。

このような経過と実態をふまえ、下記事項の実現を要請します。

記

1、各団体が構成員のために運営する自主的な共済制度を、新保険業法の適用除外とするよう、政省令のなかに「団体等が当該団体の事業目的の中の一つとして共済事業を掲げ、その事業目的と構成員の福祉を増進するために当該共済事業を構成員のみを対象として実施するもの」等を明確に定めていただくこと。

2006 年 月 日

医療機関名

住所

氏名

【意見】

全国保険医団体連合会は、休保制度を守るため、加入者・会員の皆様へ、「自主共済を保険業法の適用除外とすることを求める要請書」へのご協力を、本紙一月五日号でお願いしました。多くの皆様からご協力をいただきました。

が、一層広げられるよう、再度本号に掲載しました。皆様の協力をお願いします。「要請書」は、ご署名・ご記入の上、至急ファックスで、下記の所属の協会・医会へ返信していただきますようお願いいたします。皆様からお送り

いただく「要請書」は、金融庁長官へ提出するとともに、衆参両院の金融関係議員などに国会で取り上げていただくよう働きかける際に、休保制度加入者・会員の声として使わせていただきます。

都道府県保険医協会・医会 FAX 番号一覧

北海道	011-231-6283	東京 歯科	03-3209-9936	京都 (医科)	075-321-0056	香川	087-826-5552
青森	017-774-1326	神奈川	045-461-0215	京都 歯科	075-441-9292	愛媛	089-976-7603
岩手	019-651-7374	山梨	055-227-5435	大阪 (医科)	06-6568-2389	高知	088-832-5229
宮城	022-265-0576	新潟	025-241-4959	大阪 歯科	06-6568-0564	福岡 (医科)	092-451-6642
秋田	018-833-6880	富山	076-442-3033	兵庫	078-393-1802	福岡 歯科	092-473-7182
山形	023-642-2839	石川	076-231-5156	奈良	0742-34-9644	佐賀	0952-23-5218
福島	024-531-1153	福井	0776-21-1649	和歌山	073-436-4827	長崎	095-825-3893
茨城	0298-22-1341	長野	026-226-8698	鳥取	0859-24-3066	熊本	096-385-6448
栃木	028-627-0648	岐阜	058-275-0904	島根	0852-27-5724	大分	097-556-6227
群馬	027-233-3860	静岡	054-281-7473	岡山	086-277-3371	宮崎	0985-29-1256
埼玉	048-824-7547	愛知	052-834-3512	広島	082-262-5427	鹿児島	099-254-8667
千葉	047-399-2171	三重	059-225-1088	山口	0832-31-7864	沖縄	098-832-4482
東京 (医科)	03-5339-3449	滋賀	077-525-3093	徳島	088-623-6754		